

新宿区事業継続計画 (令和6年度改定)

概要版 (改定のポイント)

令和7(2025)年3月
新宿区危機管理担当部危機管理課

目次

新宿区事業継続計画の改定について	P1
新宿区BCPで対象とする災害	P2～P3
非常時優先業務の選定	P4～P5
業務実施体制の確保	P6～P7
区の災害対応態勢とBCP発動基準	P8
初動態勢の確立	P9～P10
発災から「通常業務」再開までの手順	P11～P12
業務継続の実効性の向上	P13

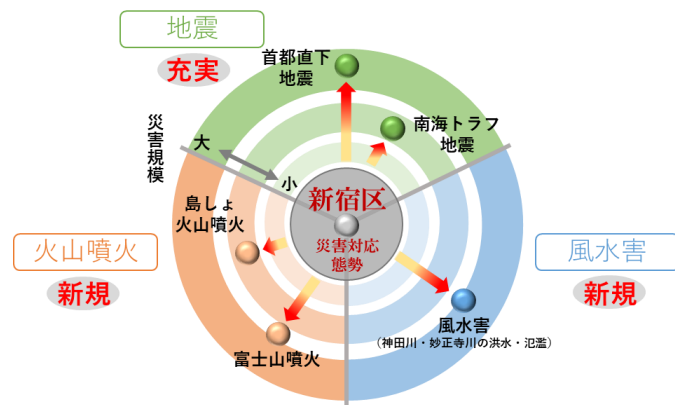
新宿区事業継続計画の改定について

➤ 改定の背景・概要（本冊P4）

- 都は、令和4年5月に「首都直下地震等による東京の被害想定」を10年ぶりに見直すとともに、様々な災害の事象、規模に応じて、柔軟に対応できる「東京都業務継続計画（都政BCP オールハザード型Step.1）」（以下、「都BCP」という。）を令和5年11月に公表した。
- 「新宿区事業継続計画（地震編）」についても、近年、様々な事象の災害により全国各地で甚大な被害が発生していることから、「首都直下地震」を前提とした計画から、「風水害」及び「火山噴火」等の様々な災害事象・規模に柔軟に対応できる「新宿区事業継続計画」（以下、「新宿区BCP」という。）へと改定し、レベルアップを図った。

● 「新宿区BCP」の位置付け（本冊P4～P5）

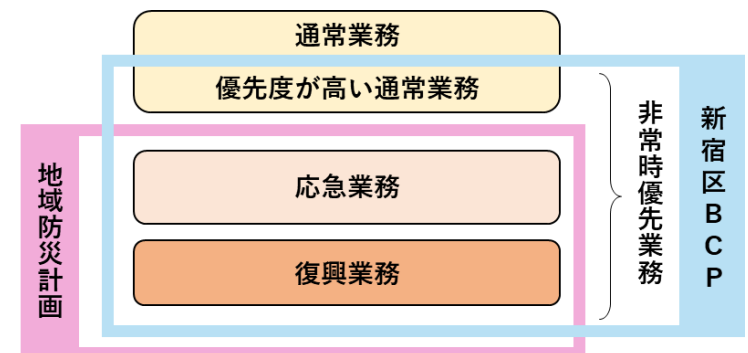
- 具体的被害想定の下で、発災から一定期間における「非常時優先業務」をあらかじめ特定すること、限られた人員・物資等の資源を有効に活用すること、また、そのための資源の確保などの課題と対策について定めた計画



レベルアップした「新宿区BCP」のイメージ

● 「新宿区地域防災計画」との関係（本冊P7）

- 「新宿区BCP」は、「新宿区地域防災計画」を踏まえ、区が災害時に優先的に取り組むべき重要業務を「非常時優先業務」としてあらかじめ特定
- 業務の執行体制や執務環境、継続に必要な資源の確保等を定めておくことで、災害時においても業務遂行の継続性を確保するための計画



「新宿区地域防災計画」と「新宿区BCP」が対象とする業務の関係

新宿区BCPで対象とする災害（1／2）

「新宿区BCP」で対象とする災害・規模（本冊P9）

対象災害

改定前

○首都直下地震
(その他の災害は準用して対応)

改定後

①地震（首都直下地震・南海トラフ地震）

②風水害（神田川・妙正寺川の洪水や高潮による氾濫）

③火山噴火（富士山噴火・島しょ火山噴火）

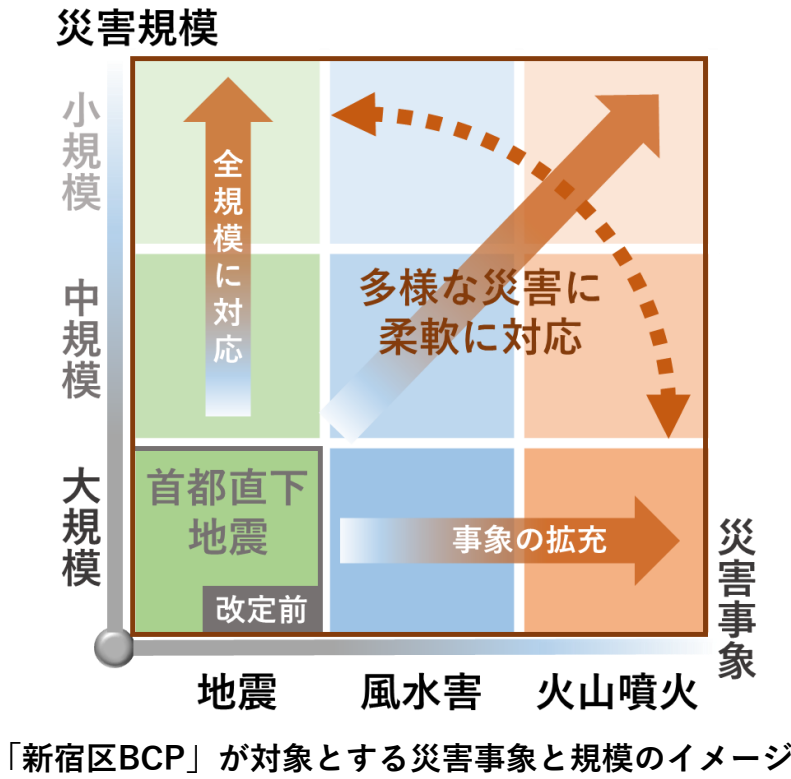
④中規模災害・小規模災害

⑤複合災害

①～③について、文章で定性的に対応を整理するとともに、①・②は「非常時優先業務」を調査により数値で定量的に特定

● 想定する災害事象と規模一覧（本冊P9・P127）

災害規模	地震	風水害	火山噴火
大規模災害	・ 震度 5 強以上の地震発生時	・ 想定最大規模の降雨時 ・ 大雨特別警報の発表時	・ 富士山噴火時 (降灰被害あり)
中規模災害	・ 震度 5 弱の地震発生時	・ 令和元年台風第19号と同程度規模の降雨時 ・ 土砂災害警戒情報の発表時 ・ 線状降水帯による大雨の半日程度前からの呼びかけ、顕著な大雨に関する気象情報の発表時	・ 富士山噴火時 (降灰被害のおそれ)
小規模災害	・ 震度 4 以下の地震発生時 ・ 南海トラフ地震臨時情報の発表時	・ 大雨警報の発表時 ・ 気象注意報の発表時	・ 島しょ火山噴火時 (降灰被害なし) ・ 噴火警報の発表時



「新宿区BCP」が対象とする災害事象と規模のイメージ

新宿区BCPで対象とする災害（2／2）

● 対象災害の特徴と業務継続上のポイント（本冊P10～P16）

①地震（首都直下地震・南海トラフ地震）

都心南部直下地震・多摩東部直下地震では、**新宿区全域**が震度6弱以上、一部エリアは震度6強となり、**甚大な被害**が発生

- ・ 人的・物的被害の発生
- ・ 交通インフラ・ライフライン等の被害
- ・ 膨大な数の避難者等の発生

南海トラフ地震では、島しょ地域に多大な被害をもたらす想定となっているものの、新宿区内の最大震度は5弱あるいは5強の想定

業務継続上のポイント

- ・ 災害対応態勢の構築
- ・ 新宿区外からの応援の受入れ
- ・ 避難所の運営と物流網の早期構築
- ・ 生活再建に向けた復旧・復興体制への速やかな移行

②風水害（神田川・妙正寺川の洪水や高潮による氾濫）

河川の氾濫や著しい**浸水被害が新宿区内全域で発生**、河川氾濫以外でも**土砂災害警戒区域等の急傾斜地の崩壊（がけ崩れ）、内水氾濫や強風による被害**が発生

- ・ 浸水想定エリアでは、多数の人的・物的被害（建物の浸水）が発生
- ・ 交通インフラやライフラインにも被害が発生
- ・ 都市インフラの設備等が浸水した場合は、その復旧作業が長期化

業務継続上のポイント

- ・ 災害のおそれのある段階からの災害対応態勢の構築
- ・ 広域避難への対応
- ・ 排水活動との連携
- ・ 非被災エリアにおける「通常業務」の対応

③火山噴火（富士山噴火・島しょ火山噴火）

富士山が噴火した場合、新宿区内に溶岩流、火砕流等の被害を受けることはないが、広範囲な**降灰に起因する被害**が発生

- ・ 火山灰による健康被害
- ・ 視界不良や堆積灰による交通・ライフライン被害
- ・ 降灰による停電

業務継続上のポイント

- ・ 災害のおそれのある段階からの災害対応態勢の構築
- ・ 島外避難者への支援

非常時優先業務の選定（1／2）

➤ 「非常時優先業務」の選定方法等（本冊P20～P24）

- 「地震」に関する「**応急業務**」及び「**優先度が高い通常業務**」のほか「**復興業務**」についても、「**非常時優先業務**」の対象業務に追加するとともに、「**風水害**」に関する「**非常時優先業務**」を新たに選定した。
※「風水害」に係る「復興業務」は、「通常業務」及び「応急業務」の中で整理
※「火山噴火」については、「地震」や「風水害」における対応を組み合わせる実施
- 想定を超える被害（区自らの被害を含む。）が発生した場合は、「非常時優先業務」であっても、その全てを行うことが困難になる可能性もあることから、「**非常時優先業務**」について、業務継続における**5段階の優先順位を定めた**。

● 対象とする期間（本冊P21）

- 過去の災害事例等を踏まえ、「**1か月以降**」（概ね2か月以内）に**対象期間を拡充**し、**8区分の「業務開始目標時間」を設定**

非常時優先業務の対象期間 （8区分の業務開始目標時間）							
3時間以内	12時間以内	24時間以内	3日以内	1週間以内	2週間以内	1か月以内	1か月以降



「非常時優先業務」の範囲

● 「非常時優先業務」における優先順位の設定（本冊P24）

- 必要な人的・物的資源を確保できないなど、不測の事態に備え、「非常時優先業務」に「**影響度の観点**」に応じた**優先順位を設定**

影響度の観点	
① 区民の生命・生活・財産の保護	③ 関係所管・他機関等の業務への影響
② 法令遵守	④ その他

優先順位	影響度の観点
最優先	①・②該当
優先	①該当、②該当なし
中位	①該当なし、②該当
下位	①・②該当なし、③該当
最下位	①・②・③該当なし、④該当

非常時優先業務の選定（2／2）

● 業務影響度分析（本冊P22～P23）

- 「応急業務」、「復興業務」、「通常業務」を列挙・整理したリストを作成し、「影響の内容」及び「影響の重大性」を評価
- 「通常業務」のうち、選挙管理事務など、ある特定の状況・時期に発災した場合に限って業務停止の影響が大きい業務は、その特定状況に発災したことを想定して評価

影響の重大性	影響の度合い	応急業務	全ての業務が「非常時優先業務」
I 軽微	社会的影響はわずかにとどまる	復興業務	全ての業務が「非常時優先業務」（ただし、発災から概ね2か月以上経過後に実施する「復興業務」は、対象外） ※風水害に係る「復興業務」は、「通常業務」及び「応急業務」の中で整理
II 小さい	若干の社会的影響が発生	優先度が高い通常業務	地震
III 中程度	一定程度の社会的影響が発生		・ 発災後2週間までに「影響の重大性」が中程度（III）以上となるものを「優先度が高い通常業務」として選定
IV 大きい	相当大的な社会的影響が発生		風水害
V 甚大	甚大な社会的影響が発生		・ 発災後3日間までに「影響の重大性」が中程度（III）以上となるものを「優先度が高い通常業務」として選定

※「通常業務」のうち「指定管理」・「委託業務」は区と整合がとれた業務継続性確保の協力や要請をしていく。（本冊P7～P8）

● 「非常時優先業務」の選定結果（本冊P25～P38・P60～P67）

区分	計	3時間以内	12時間以内	24時間以内	3日以内	1週間以内	2週間以内	1か月以内	1か月以降
地震	業務数（件）	1,138	442	60	63	104	149	284	17
	必要職員数（人）	—	2,838	2,697	2,885	3,396	3,358	3,225	2,990
風水害	業務数（件）	450	258	47	24	111	10	0	0
	必要職員数（人）	—	1,225	1,264	1,356	1,395	1,397	1,279	1,197

※初めて「影響の重大性」が中程度（III）以上となる時間区分で、業務数1件とカウント

※特定状況を有する業務を含む。災害発生時の状況・時期によって、「非常時優先業務」数が変動することに留意する。

業務実施体制の確保（1／2）

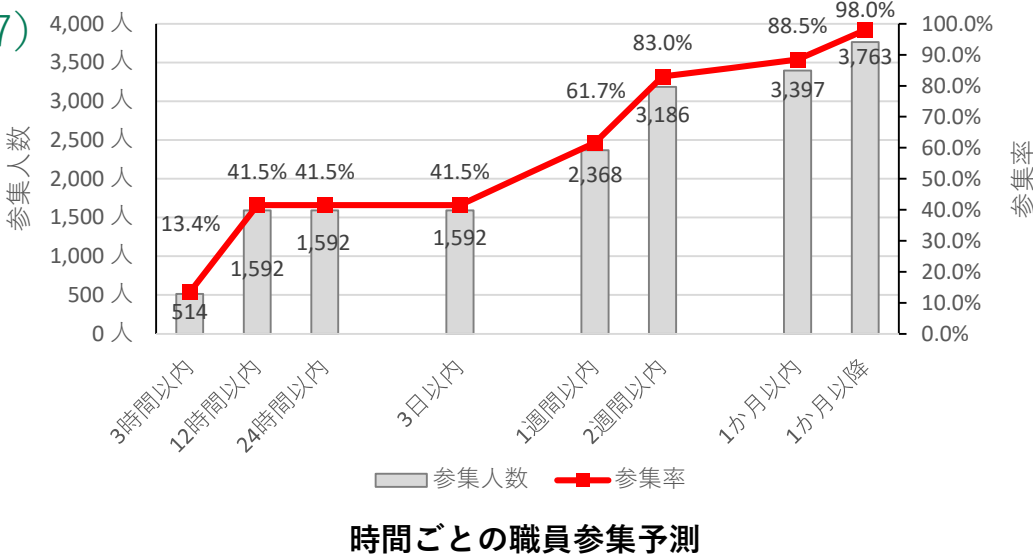
➤ 職員の参集予測（本冊P56）

- 都が令和 5 年改定の都BCPにおいて、厳しい参集基準（甚大な被害が発生するエリアに居住する職員や、庁舎から20km圏外に居住する職員等が一定期間参集できないなどの条件を設定）により算出したことから、区も同様の厳しい参集基準を採用し、夜間・休日等の勤務時間外に首都直下地震が発生したことを想定し、算出した。
- 対象職員は、改定前の区計画で対象としていた「正規職員」及び「再任用職員（フルタイム・短時間）」に加えて、「都費の教職員等」を含む3,840人を対象（令和 6 年 4 月 1 日時点）として、職員参集予測を実施した。

● 参集予測のための主な条件設定（本冊P56～P57）

- ① 夜間・休日等の発災（自宅等から参集）
 - ② 徒歩による参集を前提とし、速度は最大 2 km/h
（1 日の徒歩時間は10時間を目途）
 - ③ 20km圏外の職員は、1 週間以降に順次参集
（公共交通機関が復旧後に順次参集）
 - ④ 甚大な被害※のエリアに居住の職員は、4 日以降順次参集
（※建物倒壊、延焼火災、道路閉塞等）
 - ⑤ 混乱により、3 日以内の参集対象者の20%を参集困難
（4 日以降に順次参集）
 - ⑥ 家族の被災等により、2 週間以内の参集対象者の10%を参集困難
（2 週間以降に順次参集を開始）

※④～⑥は 1 か月経過時点でも 2 %は参集不可



● 参集予測結果（本冊P57～P58）

※風水害はある程度の事前予測が可能のため、参集予測は行っていない。

参集時間	3 時間以内	12時間以内	24時間以内	3 日以内	1 週間以内	2 週間以内	1 か月以内	1 か月以降	参集困難	合計
人数（人）	514	1,592	1,592	1,592	2,368	3,186	3,397	3,763	77	3,840
参集率（%）	13.4	41.5	41.5	41.5	61.7	83.0	88.5	98.0	2.0	100.0

業務実施体制の確保（2／2）

➤ 「非常時優先業務」の実施に必要な職員数と参集予測人員数の比較（本冊P68）

- ❑ 夜間・休日等の勤務時間外に首都直下地震が発生した場合における参集予測結果と「非常時優先業務」に必要な職員数とを比較すると、**発災から2週間以内は「非常時優先業務」を実施するための人員が不足しており、発災後の必要人員の確保が課題**である。
- ❑ 人員が不足する場合は、**「非常時優先業務」の優先順位に従い、特に重要な業務から着手**する。また、**「新宿区災害時受援応援計画」に基づき、庁内・庁外からの応援職員の受入れ**を検討する。

● 「非常時優先業務」の優先順位付け（本冊P68～P69）

参集時間	3時間以内	12時間以内	24時間以内	3日以内	1週間以内	2週間以内
参集予測人員数	514	1,592	1,592	1,592	2,368	3,186
必要な職員数	2,838	2,697	2,885	3,396	3,358	3,225
「最優先」の業務に必要な職員数	327	341	355	506	931	957

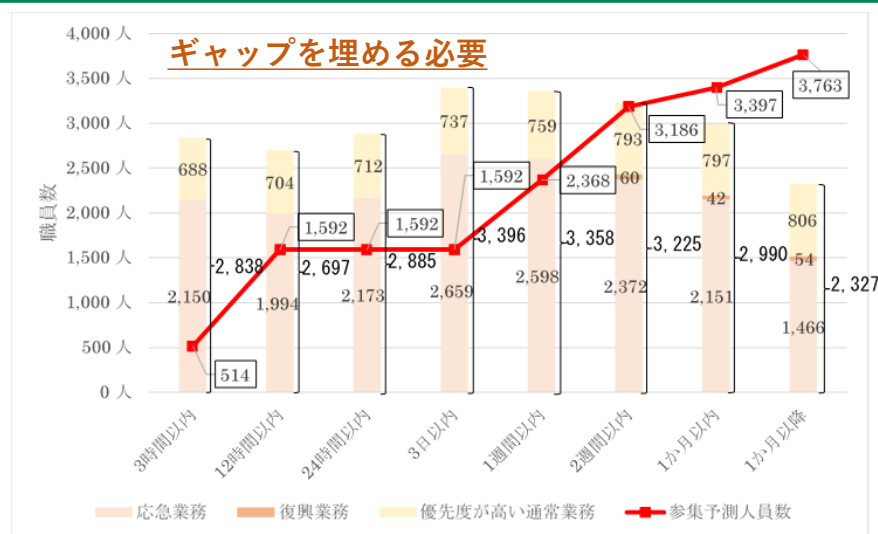
※発災当初の必要な職員数には、「児童等の保護・保護者への引渡し」等が含まれている。夜間・休日等の勤務時間外は、児童等への対応が不要となる等、必要な職員数は本想定より過小となる見込みである。

● 庁内・庁外からの応援職員の受入れ（本冊P13・P24）

- ・ **「新宿区災害時受援応援計画」に基づき、庁内・庁外からの応援職員を受入れ**を検討する。

【風水害時の対応】（本冊P70～P71）

- ✓ 風水害はある程度の事前予測が可能のため、あらかじめ必要な職員が参集できている前提で、「非常時優先業務」に必要な職員数と比較すると、**発災以降、継続的に必要な職員数を確保**できている。
- ✓ 状況によって**十分な職員を事前配備することができない場合**は、「非常時優先業務」における優先順位に従い、**特に重要な業務から着手**し、できる限り早期に業務実施環境を整えていく。



業務実施に必要な職員数と参集予測人員数の比較（地震）

区の災害対応態勢とBCP発動基準

➤ 災害事象・規模に応じた区の災害対応態勢とBCPの発動基準（本冊P42～P43・P127）

- 「地震」、「風水害」、「火山噴火」の災害事象、災害規模に応じた区の災害対応態勢を整理した。
- 災害事象、災害規模に応じたBCPの発動基準を整理した。

● 区の対応態勢とBCPの発動基準（本冊P42～P43・P127～P128）

- ・ 「新宿区災害対策本部運営要綱」により、区災対本部の非常配備態勢を規定
- ・ 区災対本部を設置し、本部長が必要があると認めたときに、BCPを発動
- ・ ただし、震災時の第二次出動態勢をとる場合には、区災対本部の設置とともにBCPを発動

災害規模		地震	風水害	火山噴火
大規模災害	災害対応態勢	第二次出動態勢 (第二次出動態勢)	第二次出動態勢 (第二次出動態勢)	第二次出動態勢 (第二次出動態勢)
	BCP発動基準	<u>自動発動</u>	<u>本部長判断により発動</u>	<u>本部長判断により発動</u>
中規模災害	災害対応態勢	第一次出動態勢 (特別非常配備態勢)	第一次出動態勢 (特別非常配備態勢)	第一次出動態勢 (特別非常配備態勢)
	BCP発動基準	<u>本部長判断により発動</u>	<u>本部長判断により発動</u>	<u>本部長判断により発動</u>
小規模災害	災害対応態勢	通常体制 (通常体制)	水防態勢／通常体制 (水防態勢／通常体制)	通常体制 (通常体制)
	BCP発動基準	<u>BCP発動なし</u>	<u>BCP発動なし</u>	<u>BCP発動なし</u>

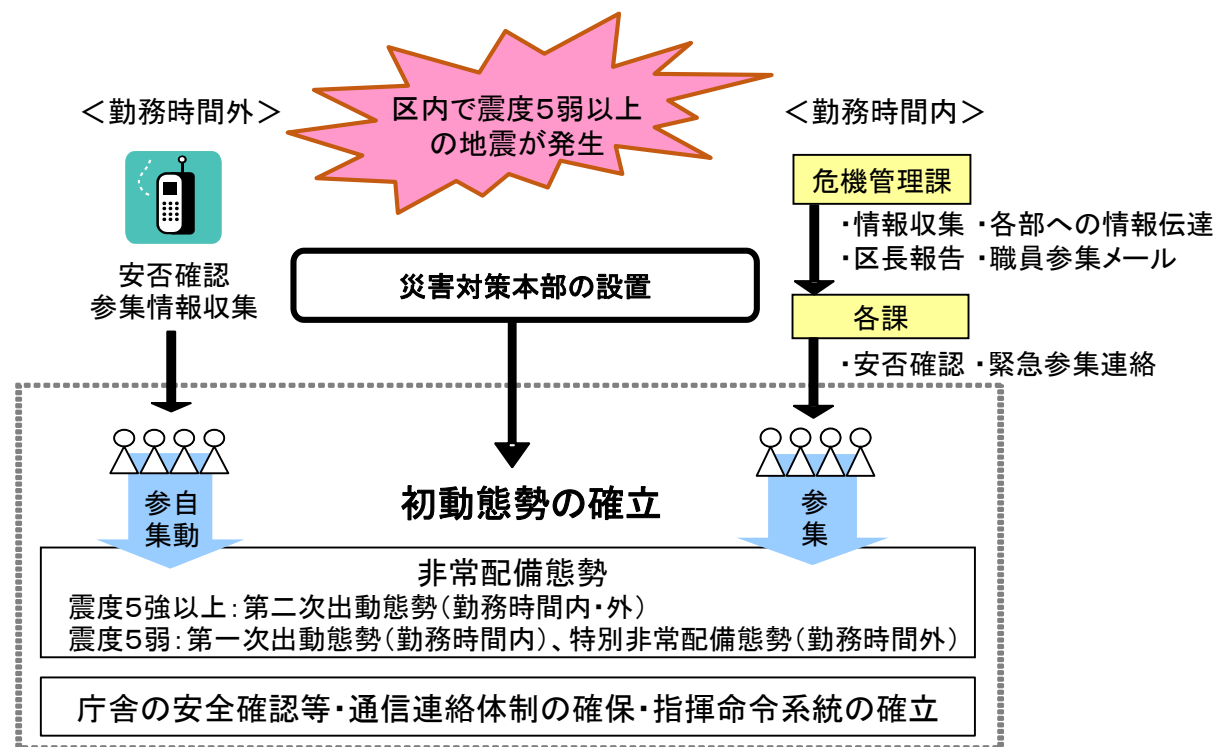
※「災害対応態勢」について、括弧内は夜間・休日等の勤務時間外に発災した場合の態勢

初動態勢の確立（1／2）

➤ 初動態勢の確立までの流れ（本冊P44～P53）

- ❑ 災害発生後、人命救助等の「応急業務」を中心とした「非常時優先業務」を一刻も早く実施するために、「震災時」と「震災時以外」の初動態勢の確立までの流れを整理した。

● 「震災時」の初動態勢の確立（本冊P44）



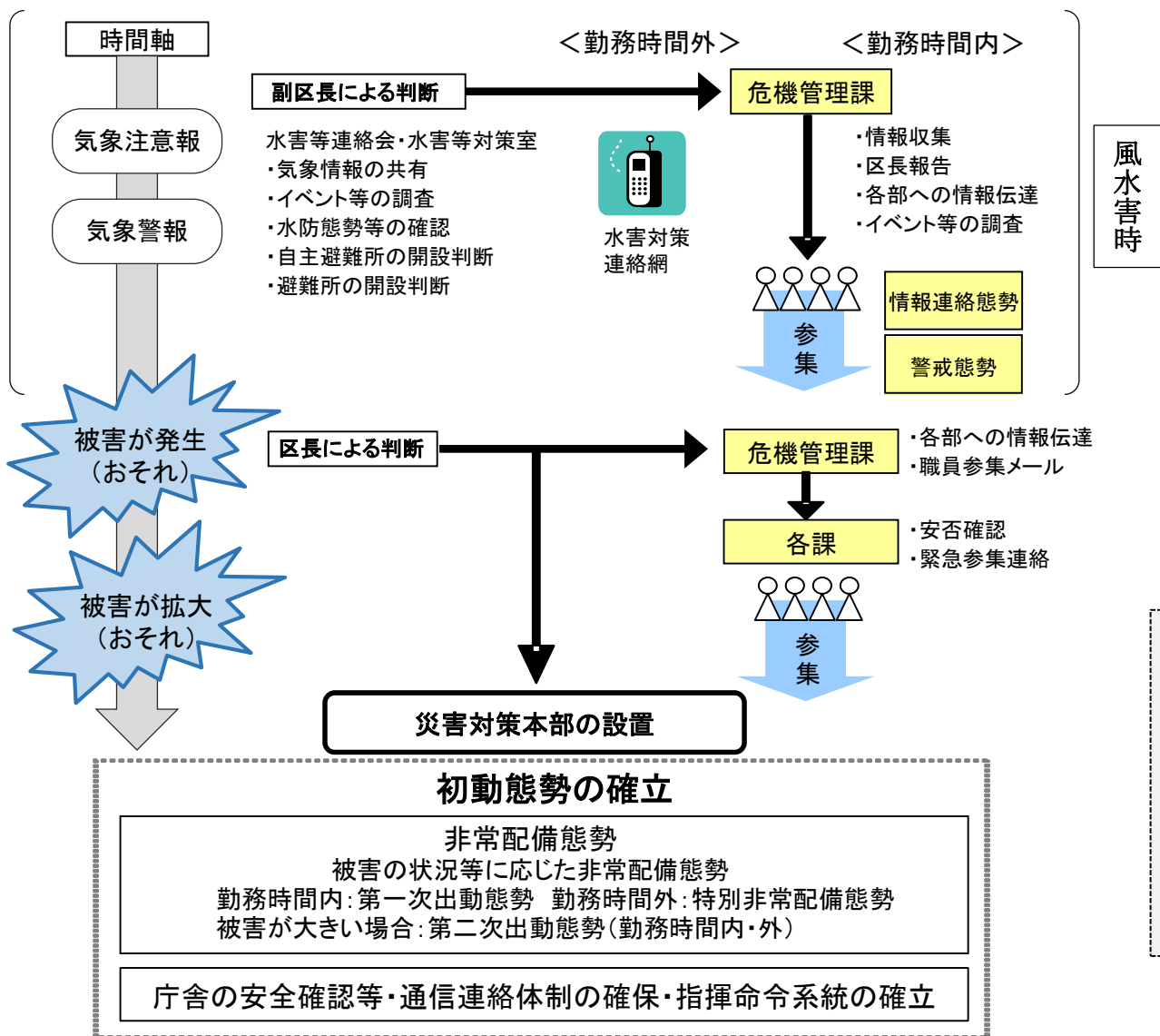
※本庁舎機能に支障が発生している場合は、防災センター・代替庁舎への移動を検討する。

【初動態勢の確立後】

- ✓ 災害対策本部の運営・本部調整会議の開催
⇒ BCP発動（震度5強以上：自動発動、震度5弱：本部長による判断）
- ✓ 「非常時優先業務」の実施態勢の確保
⇒ 「応急業務」、「復興業務」、「優先度が高い通常業務」の実施

初動態勢の確立（2 / 2）

● 「震災時」以外の初動態勢の確立（本冊P45）



【初動態勢の確立後】

- ✓ 災害対策本部の運営・本部調整会議の開催
⇒ **BCP発動（本部長による判断）**
- ✓ 「非常時優先業務」の実施態勢の確保
⇒ 「応急業務」、
「優先度が高い通常業務」の実施

発災から「通常業務」再開までの手順（1／2）

▶ 発災から「通常業務」再開までの手順（本冊P72）

- ❑ 災害発生後は、時間の経過とともに態勢が変化する。災害発生時の「通常業務」の休止から、BCP発動による「非常時優先業務」の実施、その後の「通常業務」の再開等の手順を整理した。
- ❑ このような態勢の変化は、一律の対応ができるものではないため、発災時には、本部調整会議での災対各部からの状況報告等を踏まえて、臨機応変に対応する。

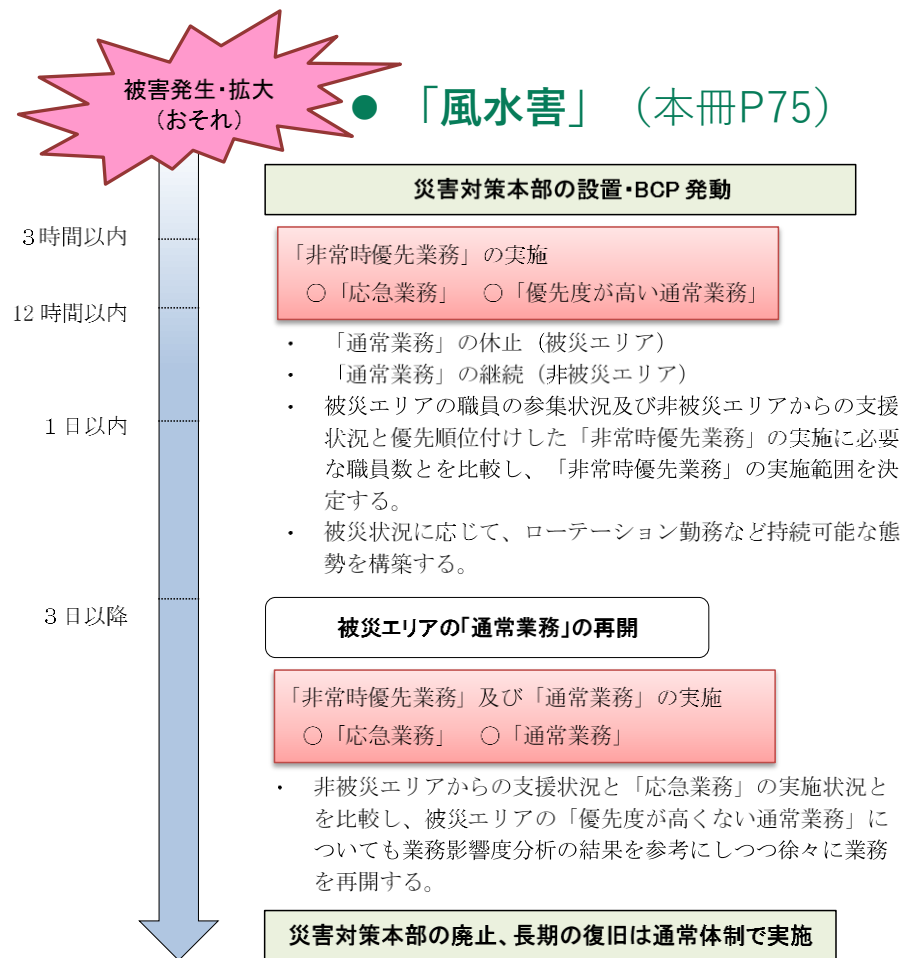
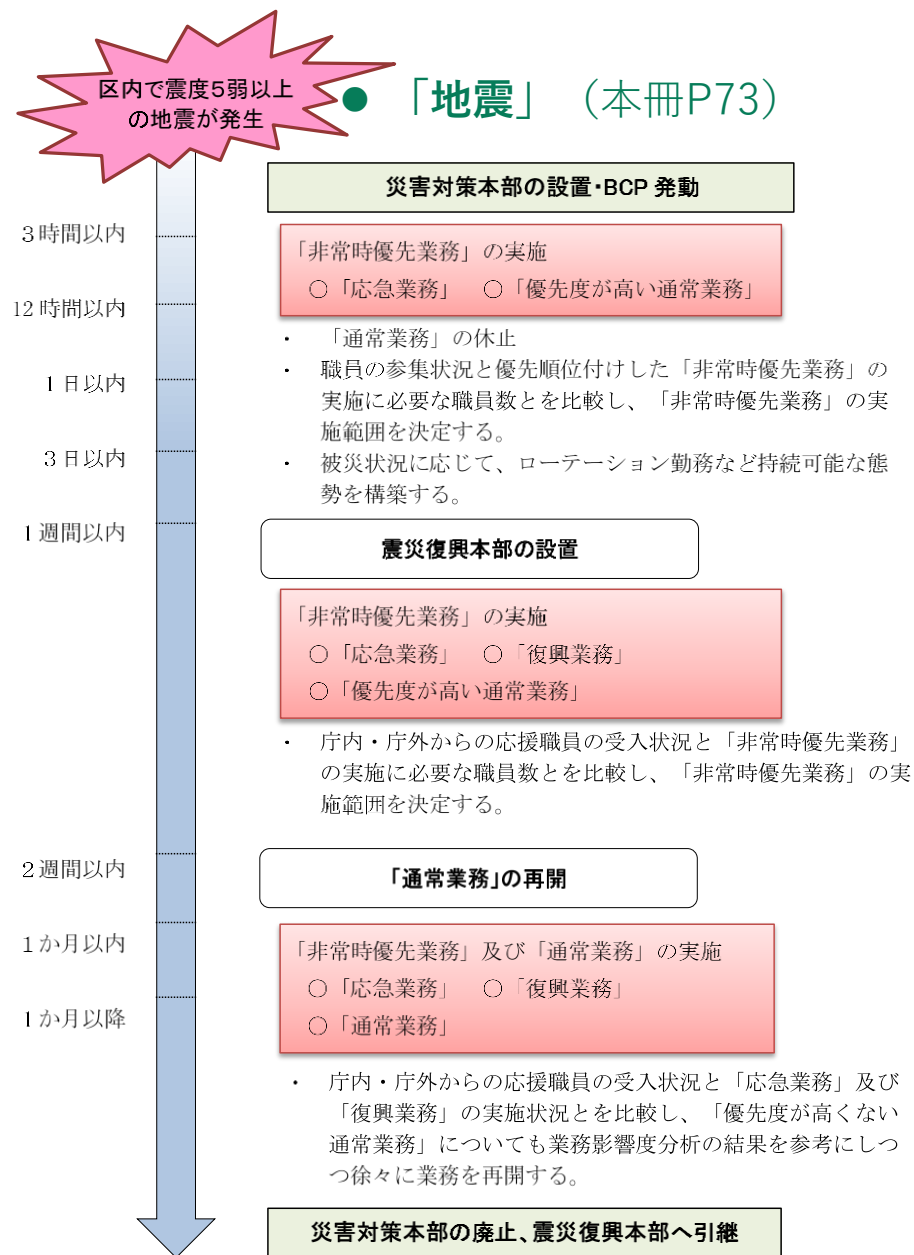
● 「地震」（本冊P72～P73）

- ① 初動態勢の確立
✓ 初動態勢を確立し、区災対本部を設置・運営
- ② 「通常業務」の休止
✓ 「非常時優先業務」に選定されていない「通常業務」を休止
- ③ BCP発動による「応急業務」・「優先度が高い通常業務」の実施
✓ 必要人員が不足する場合は、優先順位が高い「非常時優先業務」から実施し、庁内・庁外からの応援職員の受入れを検討
- ④ 震災復興本部の設置、「復興業務」の実施
✓ 震災1週間後程度で、区震災復興本部を設置し、「応急業務」及び「優先度が高い通常業務」と並行し、「復興業務」を実施
✓ 応援職員の受入状況を確認し、必要人員が不足する場合は、優先順位が高い「非常時優先業務」から実施
- ⑤ 「通常業務」の再開、区災対本部の廃止
✓ 「優先度が低い通常業務」についても業務影響度分析の結果を参考にしつつ徐々に業務を再開
✓ 「区災対本部の廃止」を決定した場合は、本部調整会議で共有し、区震災復興本部へ引き継ぐ

● 「風水害」（本冊P74～P75）

- ① 初動態勢の確立
✓ 初動態勢を確立し、区災対本部を設置・運営
- ② 被災エリアの「通常業務」の休止
✓ 被災エリアでは、「非常時優先業務」に選定されていない「通常業務」を休止
✓ 非被災エリアでは、「通常業務」を継続
- ③ BCP発動による「応急業務」・「優先度が高い通常業務」の実施
✓ 必要人員が不足する場合は、「非常時優先業務」の優先順位に基づき、優先順位が高い業務から実施し、庁内の追加配備を検討
- ④ 被災エリアの「通常業務」の再開、区災対本部の廃止
✓ 災害発生から3日目以降、非被災エリアからの支援状況と「応急業務」の実施状況とを比較し、非被災エリアの「優先度が低い通常業務」についても業務影響度分析の結果を参考にしつつ徐々に業務を再開
✓ 「区災対本部の廃止」を決定した場合は、本部調整会議で共有

発災から「通常業務」再開までの手順（2／2）



【持続可能な態勢の構築】（本冊P51～P53）

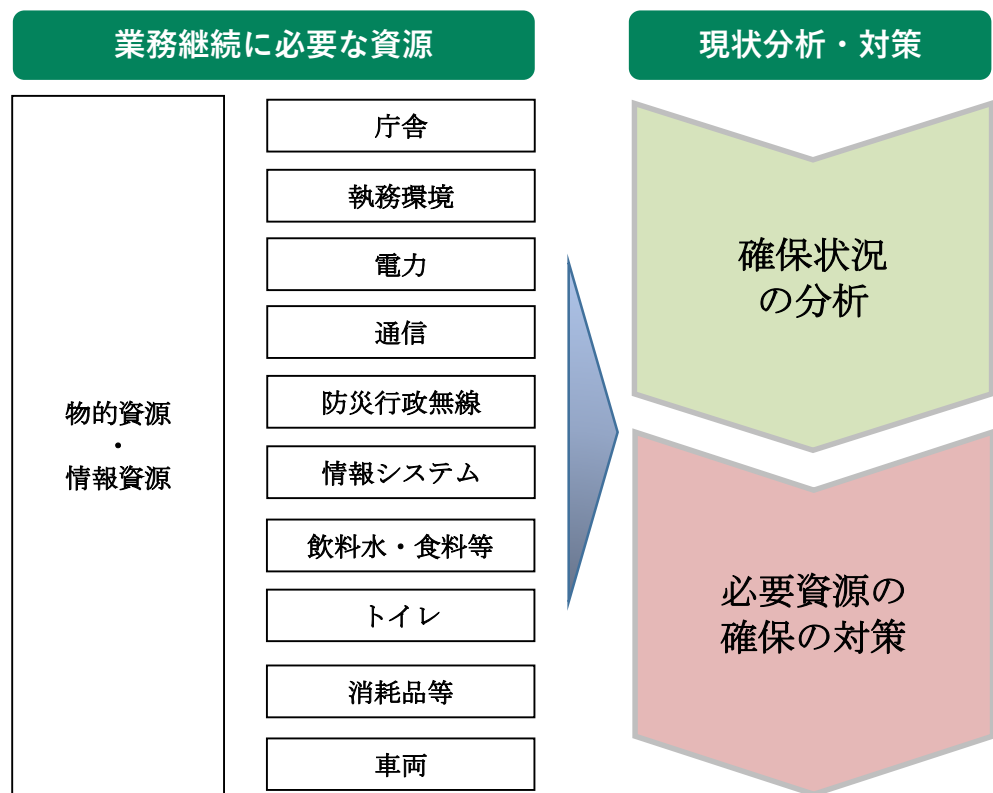
- ✓ 災害対応が長期にわたる場合は、ローテーションを組むなど、持続可能な態勢を早期に確立する。
- ⇒ 本部調整会議等で指示、態勢の維持・縮小、配置転換の必要性等を判断する。

業務継続の実効性の向上

➤ 必要資源の確保対策と継続的なBCMによる実効性の向上（本冊P79～P106）

- 「非常時優先業務」を実施するため、必要資源（物的資源・情報資源）の確保状況を分析し、必要資源が不足していると考えられる場合には、必要資源の確保対策を検討する。
- 業務継続マネジメント（BCM）により、計画・マニュアルの継続的な改善、全庁一丸で災害対応に取り組む。

● 必要資源の確保状況と対策（本冊P79～P101）



● BCM推進体制のイメージ（本冊P102～P106）

- ◆ 計画・方針の提示
 - ✓ 災害対策推進委員会により、対策や訓練の方針を明示
- ◆ 各部等（災対各部）BCM推進
 - ✓ 各部等（災対各部）は推進体制を構築し、研修・訓練を通じたマニュアルや体制の検証・見直しを実施
- ◆ 災害対策本部訓練
 - ✓ 各部等（災対各部）BCMを踏まえた災害対策本部訓練を実施
- ◆ 事業継続計画の見直し
 - ✓ 災害対策本部訓練を踏まえた計画の点検を行い、区全体の業務継続体制を強化